

◆要介護認定・要支援認定関係資料外部提供について◆

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

○ 資料の提供時期について

- ・主治医意見書 外部提供依頼書の提出があった週の翌月曜日（祝日の場合は、翌開庁日）以降
- ・認定調査票 認定審査会のあった週の翌月曜日（祝日の場合は、翌開庁日）以降
- ・認定結果 認定結果発送の週の翌月曜日（祝日の場合は、翌開庁日）以降

（すなわち、認定審査会のあった週の翌々月曜日（祝日の場合は、翌開庁日）以降）

認定調査・認定審査会が遅れるなどして、上記の通りにならない場合もあります。

結果が出ている方の資料の提供は、依頼日の翌週月曜日（祝日の場合は翌開庁日）午前9：00～です。

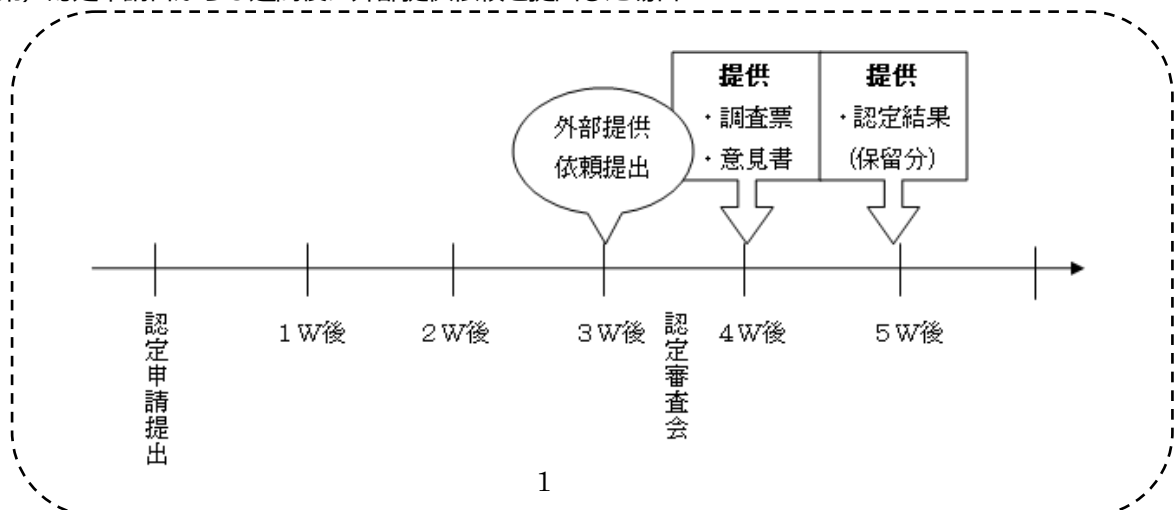
○ 外部提供依頼日について

外部提供依頼の受付は毎週月曜日（祝日の場合は翌開庁日）です。（午前・午後は問いません。）火曜日以降に受け付けたものについては翌週月曜日依頼分として処理します。

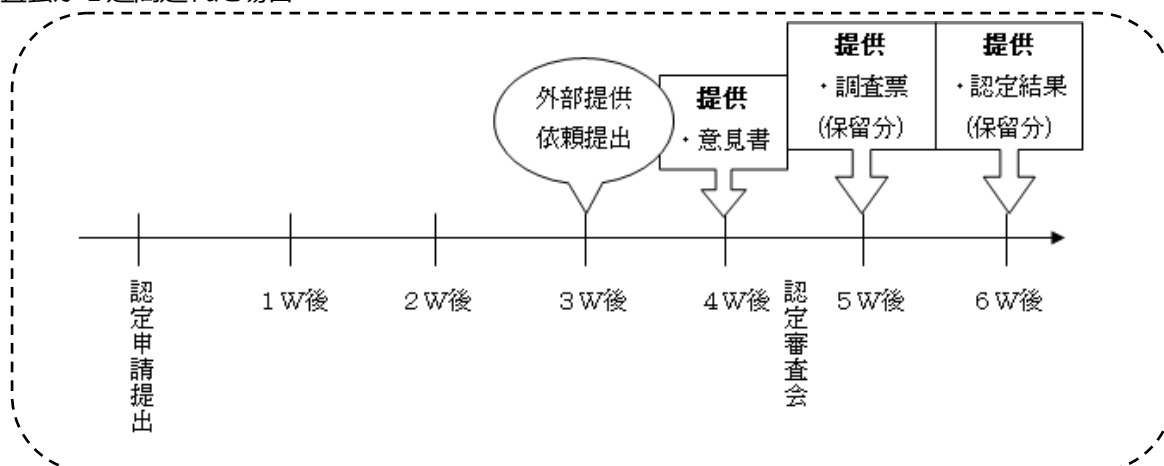
外部提供依頼は原則、認定申請があった日から3週間後の月曜日以降に御提出ください。（暫定利用等で急ぎの場合のみ、この限りではありません。）認定申請と同時に外部提供依頼を早く出しても資料のお渡しは翌週にはできません。

3週間後の月曜日に提出できない場合は、依頼書右上の日付欄に3週間後の月曜日の日付を記入して前もって御提出ください。

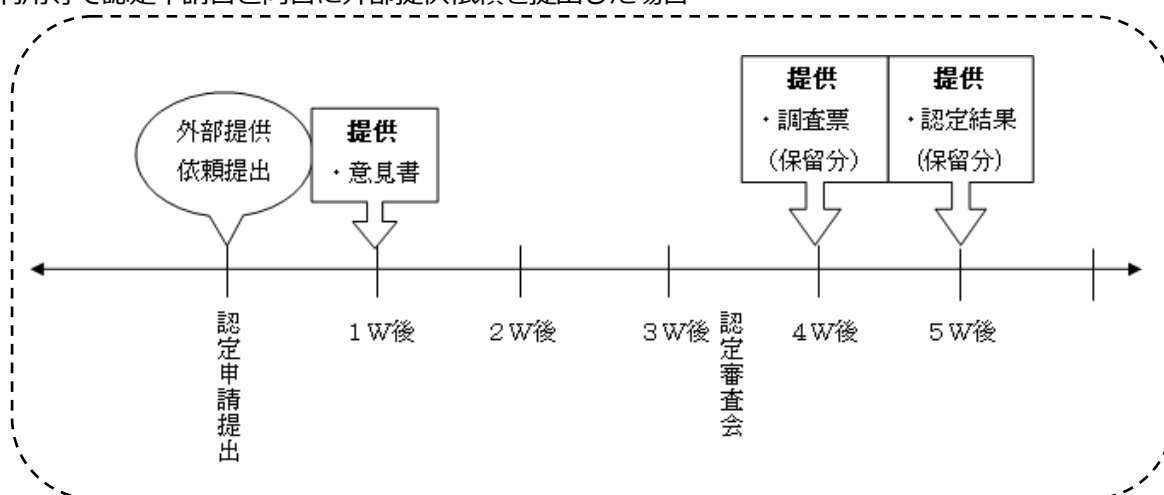
（通常）認定申請日から3週間後に外部提供依頼を提出した場合



認定審査会が1週間遅れた場合



暫定利用等で認定申請日と同日に外部提供依頼を提出した場合



○提供された資料の受取りについて

依頼した資料は、必ず取りに来てください。(保留分についても同様です。) 提供日に取りに来られ

なかった資料は、高松市役所にて保管しておりますので、随時窓口にてお声掛けください。

資料の郵送を御希望の場合は、外部提供依頼時に予め返信用封筒を添付してください。(切手を必ず貼付してください。依頼人数が1～2人→110円(定形外郵便の場合は140円)、3人以上→180円の切手貼付が目安です。)

返信用封筒が付いていない場合は、資料の郵送をいたしかねます。御了承ください。